

Webinar



2023年株主総会シーズン・プレビュー 日本市場向けウェビナー

2023年4月11日 | 午後4時 (日本時間)



上野直子

アジアリサーチ&
エンゲージメント
担当バイスプレジ
デント

Glass Lewis Japan



児玉順子

シニアリサーチ
アナリスト
CGI Glass Lewis



青木英之

リサーチアナリスト
Glass Lewis Japan



小暮道夫

リサーチアナリスト
Glass Lewis Japan

本日の議題

- グラス・ルイスについて
- 2023年議決権行使助言方針改訂内容
- 株主提案
- 注目の株主総会
- 質疑応答

グラス・レイスについて

グラス・ルイス 会社概要

機関投資家の責任投資活動をサポートする 独立系議決権行使助言会社

| | |
|--------|---|
| 株主 | Peloton Capital Management Stephen Smith |
| 主要サービス | プロキシ・ペーパー 議決権行使サポートシステム（ビューポイント） |
| リサーチ範囲 | 市場数：約100市場 株主総会数：約3万 |
| クライアント | 世界有数の年金基金、投資信託、資産運用会社の大半を含む1,300社以上のクライアント |
| 従業員数 | 380人以上（半数以上はリサーチアナリスト） |

オフィス所在地

米国

- ・ サンフランシスコ（本社）
- ・ ニューヨーク
- ・ カンザスシティ

英国 — ロンドン

アイルランド — リムリック

ドイツ — カールスルーエ

フランス — パリ

オーストラリア — シドニー

日本 — 東京

グラス・ルイスへのアクセス方法

目的別のアクセス方法

- 議決権行使助言方針公開

- <https://www.glasslewis.com/voting-policies-current/>

- エンゲージメント

- ホームページからいつでもお申込み可能（受付不可期間：招集通知開示日から総会終了まで 及び 5月8日から6月23日の繁忙期*）
 - （英語）<https://www.glasslewis.com/request-meeting/>
 - （日本語）<https://grow.glasslewis.com/engagement-meeting-invite-jpn>

* 繁忙期に頂戴したお申込みに対する弊社からの返信は、6月20日以降とさせていただきます。

- Issuer Data Report (“IDR”) プログラム（無償）

- Glass Lewisが議決権行使助言レポートを発行する前段階において、レポートに含まれる主要なデータ・ポイントを記載したレポートをIDR登録企業へ開示するプログラム（例：取締役の選任候補者のGlass Lewis独立性判断）について発行会社の皆様が確認することを可能にする
- 要登録。登録の対象となる企業は、総会開催日の 28 日前までに招集通知を取引所ウェブサイトが開示またはGlass Lewisに直接提供する企業。（**直接提供の場合であっても、取引所ウェブサイトまたはホームページ上で開示されていることが前提となります**）
- お問合せ／お申込み：japanidr@glasslewis.com

- Report Feedback Statement (“RFS”) プログラム（有償）

- Glass Lewisの議決権行使助言レポートを発行後、Gov Hub利用企業または株主提案者のGlass Lewis助言賛否に対する意見を原文のまま助言賛否レポートに添付した後、レポートを再発行し、クライアントに周知するGov Hubに含まれるプログラム
- お問合せ／お申込み：網倉（famikura@glasslewis.com）

【Gov Hubの申込からクライアントへの周知の流れ】



2023年議決權行使助言方針改訂内容

2023年助言方針改定内容サマリー（2023年2月開催の株主総会より）

1. 反対助言の対象者（主に監査役設置会社または監査等委員会設置会社が対象）
2. 取締役会の独立性基準
3. ジェンダー・ダイバーシティ
4. 過剰な政策保有株式に適用している例外条項の厳格化
5. 気候変動

2023年助言方針改訂内容 - 反対助言の対象者

1. 反対助言の対象者（主に監査役会設置会社及び監査等委員会設置会社が対象）

【方針内容】

- ガバナンスの問題*を理由とする反対助言の対象者を、従来の会長（会長職が無い場合は最上級役員）から、取締役会議長に変更する。
- 取締役会議長が不在または不明の場合はCEOに反対助言をする。

* ガバナンスの問題例

- 不十分な取締役会の独立性
- ジェンダー・ダイバーシティ

2023年助言方針改訂内容 - 取締役会の独立性

2. 取締役会独立性基準

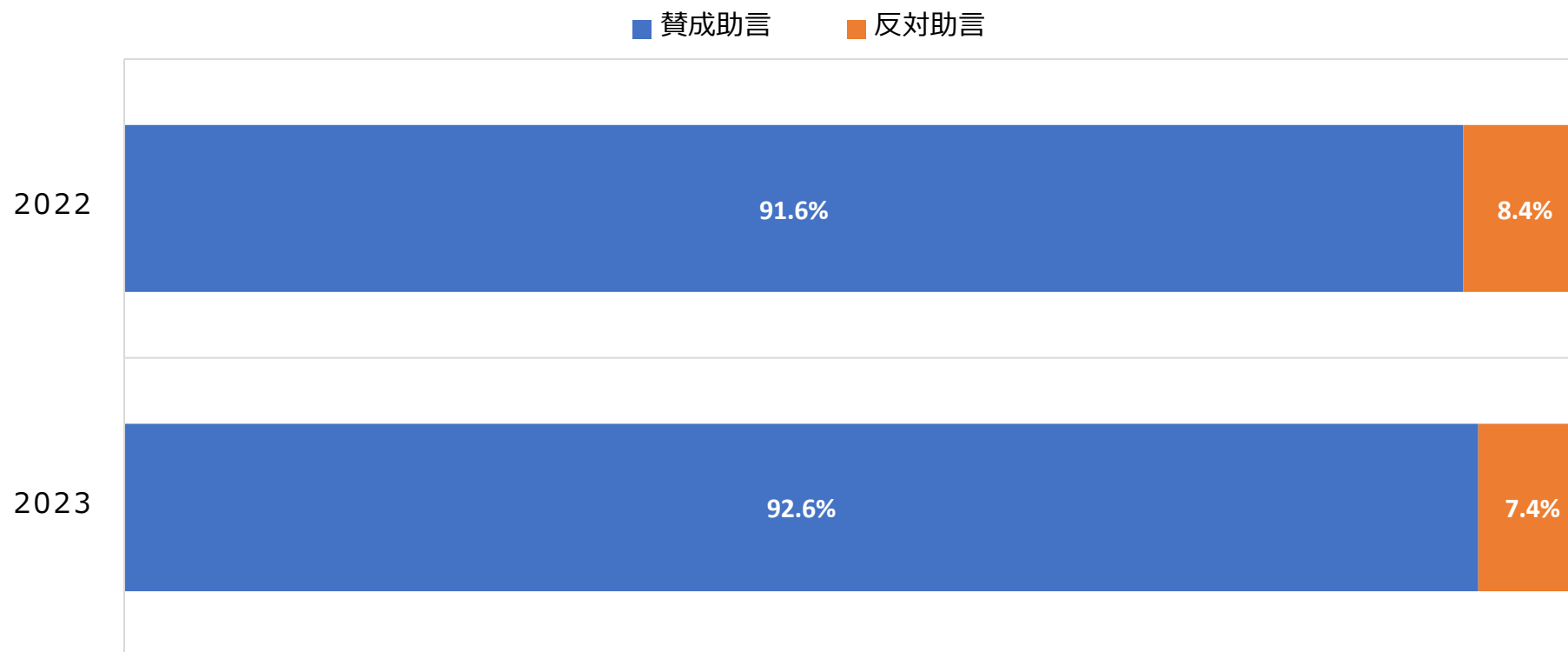
| 取締役会構成の独立性基準 | | 監査役会設置会社 | 監査等委員会設置会社 または 指名委員会等設置会社 |
|--------------|----------------|---|---------------------------------|
| プライム 市場 | 支配株主・ 親会社有り | | |
| ○ | ○ | 変更 過半数 | 変更 過半数 |
| ○ | - | 変更 3分の1以上 | 3分の1以上 |
| - | ○ | 変更 3分の1以上 | 3分の1以上 |
| - | - | 独立した社外取締役を最低2名 かつ 取締役会と監査役会の合計人数の3分の1以上 | 3分の1以上 |

- 上記基準を満たさない場合、監査役会設置会社または監査等委員会設置会社では、取締役会議長、指名委員会等設置会社では、指名委員会の委員長の選任に反対助言とする。
- 監査役会は従来通り、過半数の独立性を求める

2023年助言方針改訂内容 - 取締役会の選任

2023年2・3月に開催の株主総会において新方針を適用した結果

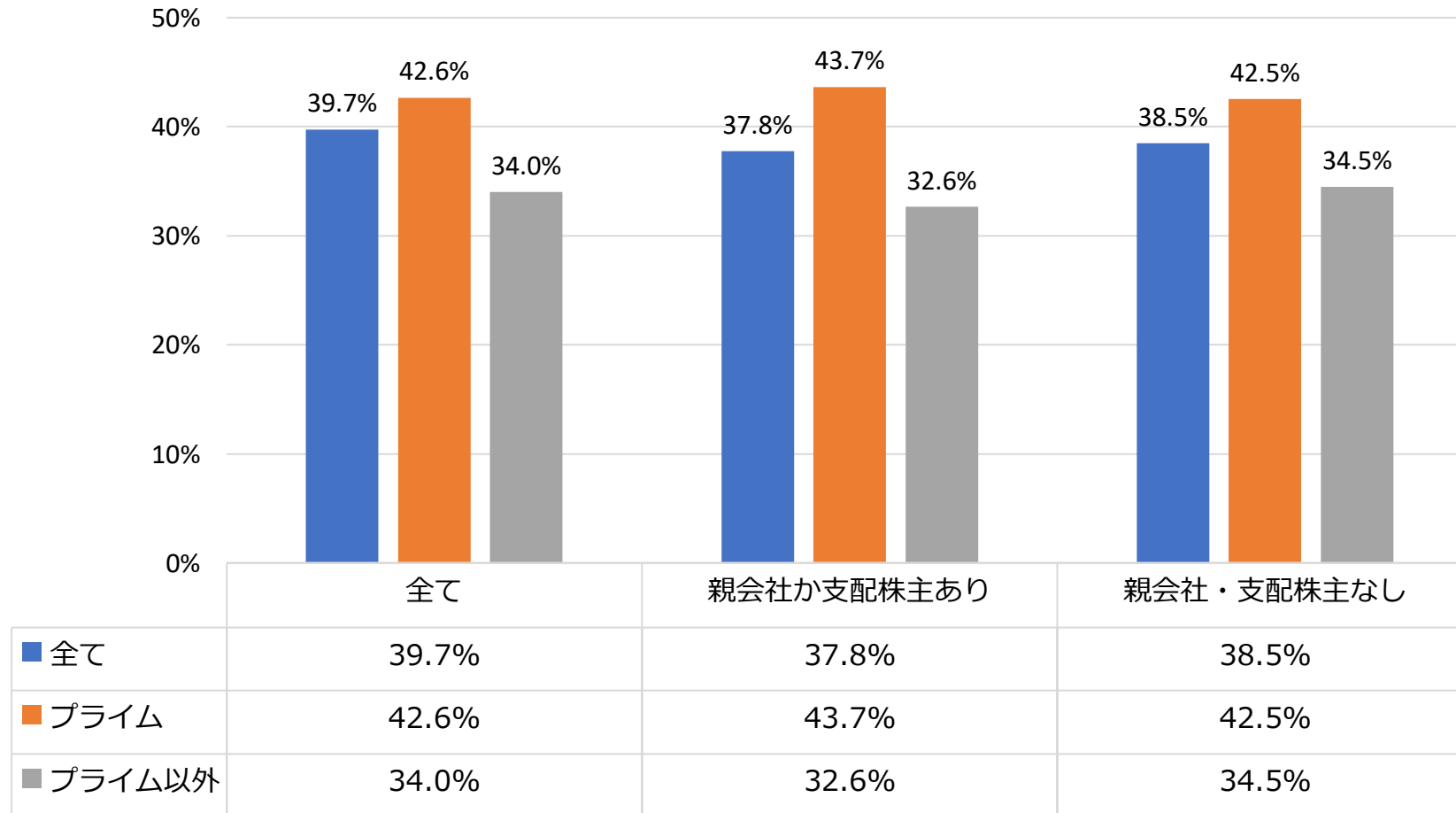
取締役の選任：GL助言結果



2023年助言方針改訂内容 - 取締役会の独立性

2023年2・3月に開催の株主総会における取締役会の独立性

取締役会独立性



2023年助言方針改訂内容 - ジェンダー・ダイバーシティ

3. ジェンダー・ダイバーシティ

【方針内容】

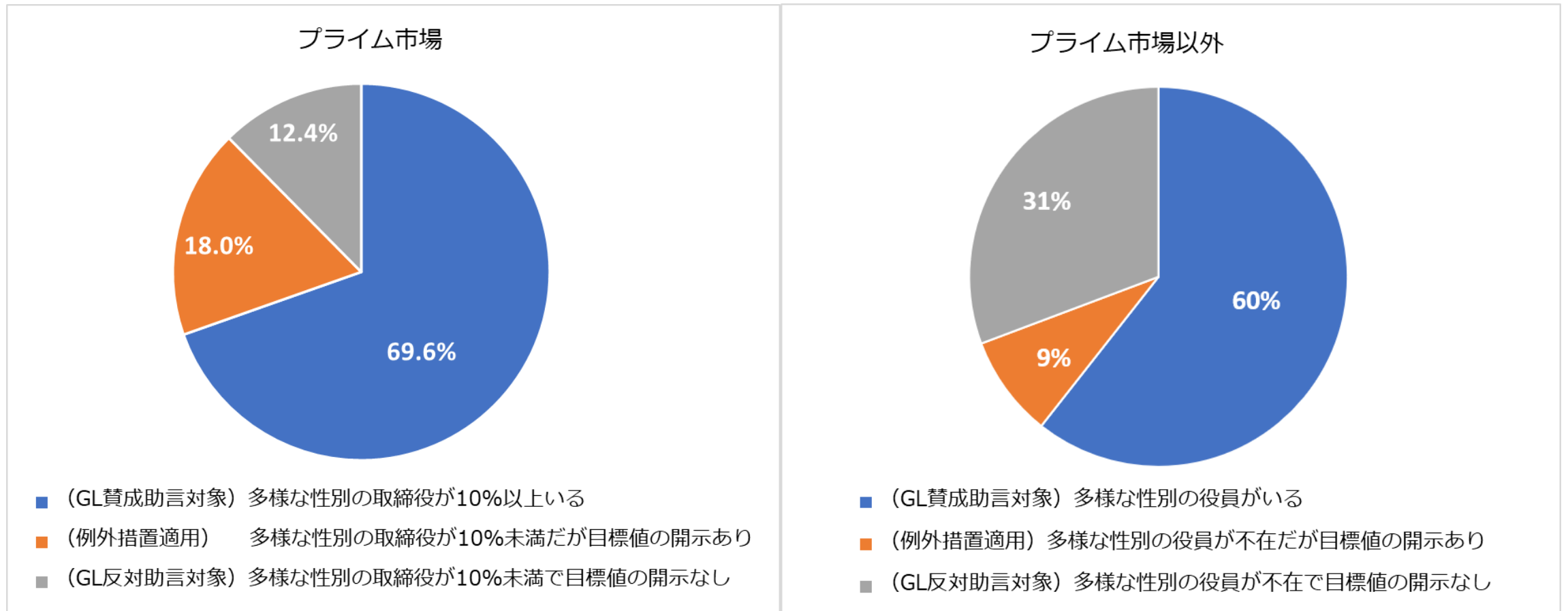
- プライム市場へ上場する企業： 取締役会に占める多様な性別の取締役を10%以上求める。
- プライム市場以外に上場している企業： 現行の方針通り、多様な性別の役員を最低1名以上求める。
- 上記基準を満たさない場合、以下の候補者の選任に反対助言とする。
 - 監査役会設置会社または監査等委員会設置会社： 取締役会議長
 - 指名委員会等設置会社： 指名委員会の委員長

ただし、上記基準を満たさない場合でも、ジェンダー・ダイバーシティに関する方針や、将来の目標値設定、取り組みを明確に説明し、その情報を開示している場合、例外的に、反対助言を見送る場合がある。

- 2024年2月開催の株主総会より、上記例外条項はプライム市場上場企業には適用しない。

2023年助言方針改訂内容 - ジェンダー・ダイバーシティ

2023年2・3月に開催の株主総会において改訂方針を適用した結果



2023年助言方針改訂内容 - 過剰な政策保有株式

4. 過剰な政策保有株式

【方針内容】

- 前年度に開示された有価証券報告書に記載された、政策保有株式の規模が、連結純資産の10%以上である場合、取締役会議長に対して、原則、反対助言とする。

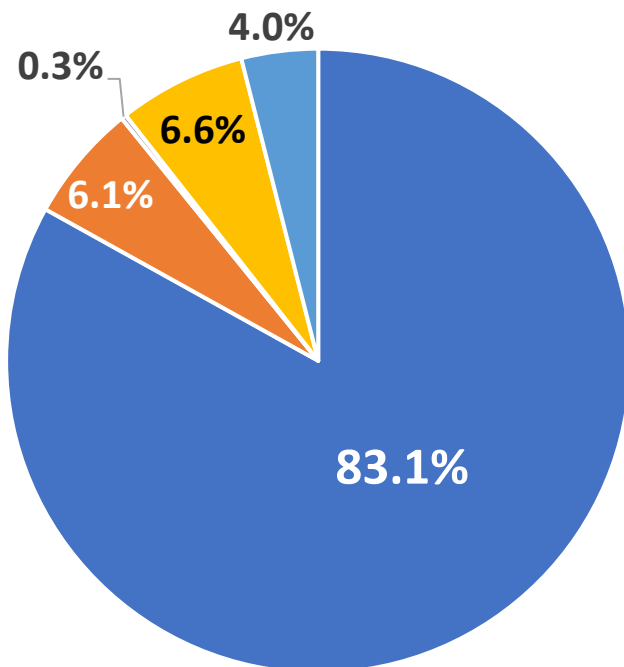
【2023年改訂例外条項】

- 連結純資産に対して10%以上の政策保有株式の保有が認められる場合において例外条項を適用し反対助言を控えるのは、明確な縮減目標値と時期の開示がある場合のみとする。
- ただし、連結純資産に対して10%以上から20%未滿の政策保有株式の保有が認められた場合であっても、5事業年度の平均ROEが5%以上であれば、明確な縮減目標値と時期の開示がない場合であっても、反対助言の対象から除外する。

2023年助言方針改訂内容 - 過剰な政策保有株式

2023年2・3月に開催の株主総会において改訂方針を適用した結果

政策保有株式



- (GL賛成助言対象) 対連結純資産の10%未満
- (例外措置適用対象 1) 対連結純資産の10%以上20%未満でROEの5年平均が5%以上
- (例外措置適用対象 2) 対連結純資産20%以上で縮減目標値あり
- (GL反対助言対象 1) 対連結純資産の10%以上20%未満でROEの5年平均が5%未満
- (GL反対助言対象 2) 対連結純資産20%以上で縮減目標値なし

- 助言結果：
 - 連結純資産比10%未満：83.1%
 - 例外条項適用で賛成推奨：6.4%
 - 反対推奨：10.6%
- ご検討いただきたい点：
 - 明確な縮減目標の設定（期限、規模）
 - 最新の保有・縮減状況の招集通知での開示
 - 有価証券報告書等で、保有理由・目的等の詳しいご説明

2023年助言方針改訂内容 - 気候変動

5. 気候変動

【方針内容】

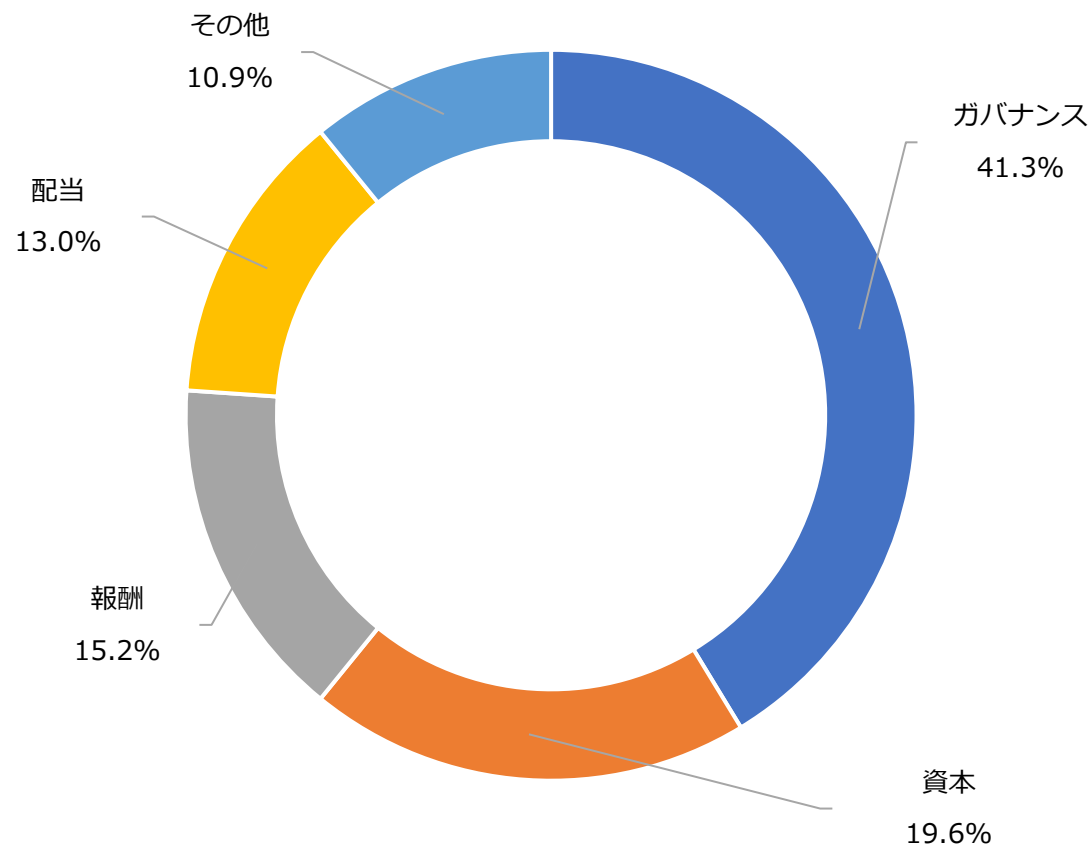
- Climate Action 100+の対象となる企業において、TCFDに沿った開示がなされていない場合や、著しく開示が不十分と判断する場合、責任があると思われる取締役の選任に対して反対助言を行う。
- グラス・ルイスが2023年にグローバルで導入した新方針。Climate Action 100+の対象となる日本企業は2023年4月現在10社。
- 今後、本新方針の対象となる企業は広がる可能性あり。CGコードに記載の通り、TCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めていただきたい。

株主提案

株主提案

2023年2・3月に開催の株主総会における株主提案

株主提案内容の割合

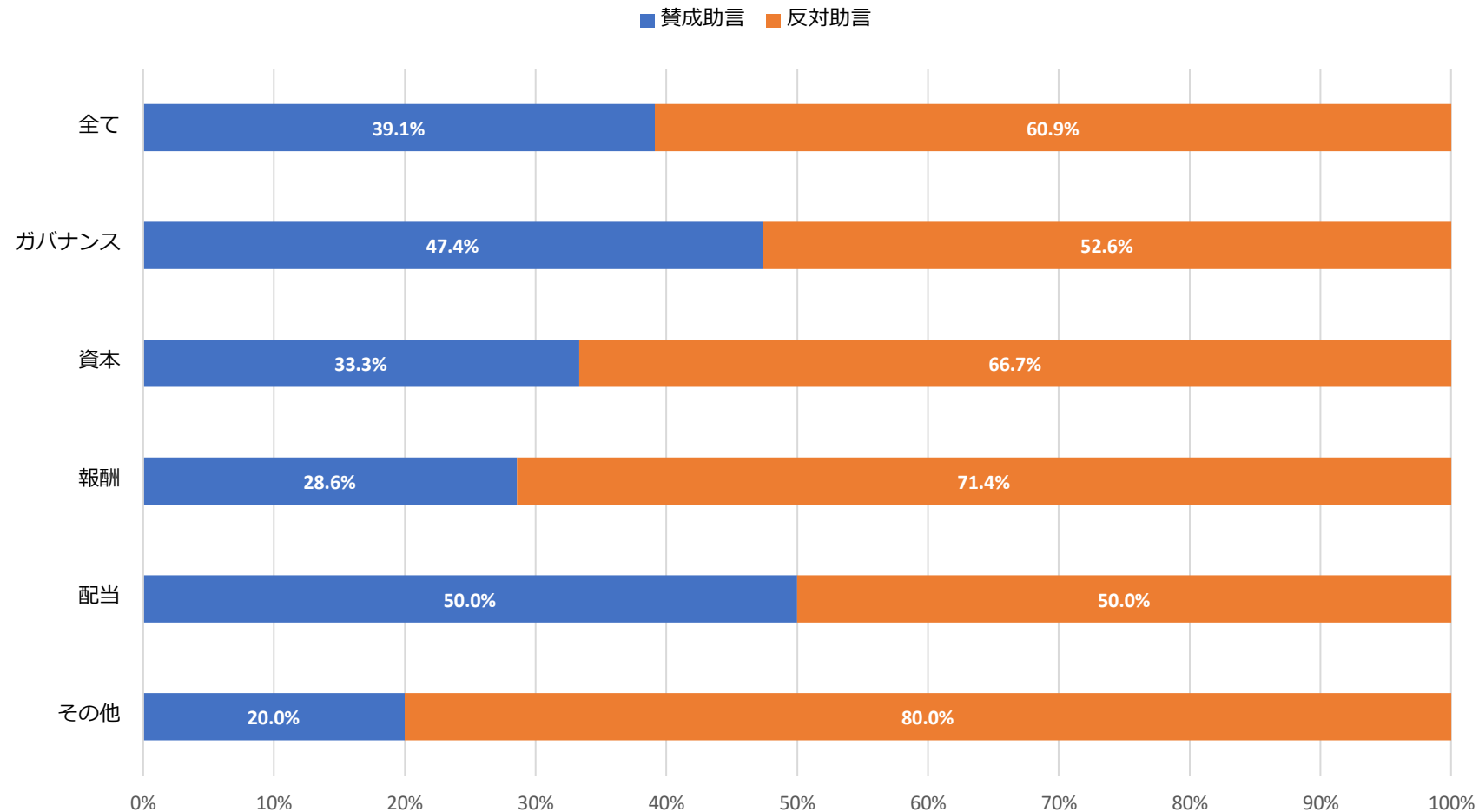


- 株主提案が上程された会社数：10社
- 上程された総議案数：32議案
- 60%弱の賛成比率を得た取締役の選任・解任議案があった他、過半数の賛成比率を得て可決された役員報酬の議案があった。
- 買収防衛策の廃止を求める議案は否決されたものの、35%程度の賛成比率を得た。
- 気候変動関連の議案は上程されず。

株主提案に対するグラス・ルイスの助言結果

2023年2・3月に開催の株主総会における株主提案

株主提案内容別 GL助言結果



株主提案

昨年に引き続き、株主アクティビズムは活発

グラス・ルイスは、すべての株主提案を個別に検討する。

今年、更に注目されると予想される気候変動関連の株主提案に対する、グラス・ルイスの考え方に関する問い合わせが増加している。

昨年、気候変動に関する株主提案は、以下の点を含めた企業の対応状況、その開示内容に基づき助言内容を決定した。ただし、検討項目は、これらに限定されるものではない。

- 取締役会による管理・監督、及び説明責任
- GHG排出量の特定、及び第三者機関による認証
- サステナビリティに関する開示
- TCFD提言に沿った情報開示
- シナリオ分析と戦略
- 各Scope毎の排出量の特定と削減目標
- ネットゼロ宣言、ロードマップの策定
- 削減目標のSBTiによる認証、他

注目の株主総会

注目の株主総会

東京2020五輪不正

- A O K Iホールディングス（8214）
- KADOKAWA CORPORATION（9468）
- 博報堂D Yホールディングス（2433）など

電力価格カルテル

- 中部電力（9502）
- 中国電力（9504）
- 九州電力（9508）

検査不正

- 日野自動車（7205）
- 三菱電機（6503）

株主提案

- セブン&アイ・ホールディングス（3382）

その他

- フジテック（6406）

質疑応答

連絡先:

機関投資家 | GROW@glasslewis.com

上場企業 | ENGAGE@glasslewis.com



GLASS LEWIS

ご清聴ありがとうございました

機関投資家 | GROW@glasslewis.com

上場企業 | ENGAGE@glasslewis.com

Corporate Website | Glasslewis.com

Email | Info@glasslewis.com

Social | [@glasslewis.com](https://twitter.com/glasslewis.com)

[in](https://www.linkedin.com/company/glass-lewis-co) [Glass, Lewis & Co.](https://www.linkedin.com/company/glass-lewis-co)

免責事項

© 2023 Glass, Lewis & Co., and/or its affiliates. All Rights Reserved.

このウェビナーは、株主総会シーズンにおいて議決権行使の際に論点と成り得る問題をプレビューすることを目的としているが、すべてを網羅することを意図したものではなく、また、すべての潜在的な問題に対応するものではない。さらに、このウェビナーは、グラス・ルイスがホームページ上で公開している他の情報や方針（リサーチ理念、アプローチ、リサーチ方法、情報源、利益相反管理・回避・開示方針やその手続き）を基に作成されており、それらの情報も含め理解される必要がある。

このウェビナーに含まれる情報は、米国証券取引委員会やその他の規制機関によって設定または承認されたものではなく、また、投資アドバイスとして依拠することはできない。このウェビナーの内容は、議決権行使やコーポレート・ガバナンスに関するグラス・ルイスの経験、クライアントや企業とのエンゲージメント、コーポレート・ガバナンスの研究や調査レビューに基づいて作成されたものであり、特定の個人や企業に合わせたものではない。さらに、グラスルイスのガイドラインは、コーポレート・ガバナンスのベスト・プラクティスに基づいており、最低限の法的要件よりも厳しい基準を定めている場合がある。したがって、特段の記載がない限り、記載されている特定のガイドラインを満たさないことが、企業または個人が法的要件を満たしていないことを意味するわけではない。

ここに含まれる情報の正確性または完全性については、明示的にも黙示的にも、いかなる表明も保証も行わない。また、グラス・ルイスは、ここに掲載されている情報、またはそのような情報の使用、依拠、あるいは使用できないことに起因または関連して生じるいかなる損失または損害に対しても責任を負わない。グラス・ルイスは、視聴者がこのウェビナーに含まれるいかなる情報からも完全に独立した独自の判断を下すのに十分な経験と知識を持っていると予測する。

本ウェビナーに含まれるすべての情報は、著作権法を含む（ただしこれに限定されない）法律によって保護されており、グラス・ルイスの書面による事前の同意がない限り、いかなる者も、そのような情報の全部または一部を、いかなる形式または方法であれ、また、いかなる目的のためにも、複製複製、再パッケージ化、送信、転送、普及、再配布、再販売、またはその後の使用のために保存してはならない。